

山梨県立大学研究生規程

(平成22年4月1日制定 大学2202号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第36条第2項の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者又は教授会においてこれと同等以上の学力を有すると認められた者

(2) 国、地方公共団体その他の教育機関からの委託による者（以下「委託研究生」という。）であって、教授会が適当であると認められた者

(入学の出願等)

第3条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ指導を受けようとする教員（以下「指導教員」という。）の承諾を得て、所定の期間内に次の各号に掲げる書類に、公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程（以下「授業料等規程」という。）第2条第2項に定める検定料を添えて、学長に願出するものとする。

(1) 研究生入学願書（様式第1号）

(2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書

(3) 最終学校の成績証明書

(4) 健康診断書（様式第2号）

(5) 学校、企業等に勤務している者は、所属長の承諾書（様式第3号）

2 外国人は、前項に掲げる書類のほか、住民票を提出するものとする。ただし、国内に在留していない者は、入学後提出するものとする。

(選考等)

第4条 研究生の選考及び研究期間の決定は、入学を希望する学部の教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の規定により、研究生として選考された者は、所定の期日までに、授業料等規程第2条第2項に定める入学料を納付するとともに、入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(授業料等)

第6条 研究生の授業料、入学料及び入学検定料は、授業料等規程の定めるところによる。ただし、委託研究生については、入学検定料を免除する。

2 研究に要する経費は、研究生の負担とすることができる。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。ただし、特別の事由があると学長が認めるときはこの限りでない。

(研究期間)

第8条 研究生の研究期間は、1年以内とし、入学年度を超えないものとする。

2 研究期間が満了しても、なお引き続き研究に従事することを希望する者は、研究期間終了の1か月前までに、研究期間延長願（様式第4号）により指導教員の承認を得て、当該学部の教授会の議を経て学長の許可を受ける。

(研究生の責務)

第9条 研究生は、指導教員の指導を受け研究に従事する。

(授業への出席)

第10条 研究生は、指導教員が必要と認められた場合は、担当教員の承認を得て、指導教員

が指示する授業科目を受講することができる。

(研究報告)

第11条 研究生は、研究を修了するときに、研究報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

(証明書の交付)

第12条 学長は、研究を修了した者に対して、当該学部の教授会の議を経て、研究証明書（様式第6号）を交付することができる。

(退学)

第13条 研究生は、研究期間満了前に退学しようとするときは、研究生退学願（様式第7号）により指導教員の承諾を得て、所属学部の教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第14条 学長は、指導教員が研究生として適当でないと認めた場合は、所属学部の教授会の議を経て、これを除籍することができる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月17日から施行する。

